

# 不祥事防止委員会設置要綱

福山市立多治米小学校

## （目的）

第1条 教職員の規範意識を高めつつ、学校全体としての不祥事の根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組み、組織体として学校が不祥事を起こさない体制を整えることを目的に不祥事防止委員会を設置する

## （委員の指名）

第2条 不祥事防止委員会の委員は、校長が指名する

## （委員会の構成）

第3条 不祥事防止委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・特別支援教育コーディネーター・学年主任をもって構成する  
なお、体罰・セクハラ相談窓口は、教頭・教務主任・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・養護教諭とする

## （委員会の開催）

第4条 不祥事防止委員会は、校長がこれを招集する  
原則として、企画委員会の後、開催する

## （協議内容）

第5条 不祥事防止委員会は、次の事項について協議し、校長が決裁する

- （1）不祥事防止に関する年間行動計画
- （2）日常的な注意喚起及び意識啓発
- （3）研修プログラムの企画・実施
- （4）不祥事チェックポイントの点検
- （5）教職員相互による不祥事防止チェック
- （6）その他、目的を達成するための取組み

## （その他）

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会運営に関する必要事項は校長が定める

この規定は、2024年（令和6年）4月1日から施行する

## 2026年度 不祥事防止委員会 年間行動計画

福山市立多治米小学校

### 1 日常的な意識啓発活動

- (1) 「教職員による不祥事の根絶 ー信頼され続ける教職員であるためにー（改訂版）」による事例研修を実施する。
- (2) 新聞報道や福山市教育委員会が公表した不祥事に係る資料を印刷・配布し、随時研修する。

### 2 定例化した活動

毎月、不祥事防止チェックポイントによる点検を行う。

### 3 活動・研修計画

| 月                   | 服務研修・活動内容（◇2年間で実施）                                                                                                          | 担当                                                                                       |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4<br>5<br>6<br>7    | ※服務研究及び年間活動に係る計画作成<br>○服務規律の確保（不祥事防止全般）<br>◇台風等に伴う警報発令時対応<br>○児童生徒の安全確保不審者対策<br>○食中毒等対応 感染症対策<br>○学校諸費会計                    | 教頭<br>教頭<br>保健主事<br>栄養・養護<br>教頭                                                          |
| 夏季休業日               | ◇コンピューター関係<br>○体罰<br>◇接遇<br>○個人情報保護<br>◇著作権<br>○パワーハラスメント<br>○メンタルヘルス<br>○わいせつ行為<br>○児童虐待対応<br>○飲酒運転・交通事故等<br>○セクシャル・ハラスメント | 情報担当<br>1年<br>2年<br>3年<br>4年<br>5年<br>6年<br>なかよし1・2組<br>なかよし3・4組<br>なかよし5・6組<br>なかよし7・8組 |
| 9<br>10<br>11<br>12 | ○体罰<br>○わいせつ行為<br>○飲酒運転・交通事故等                                                                                               | 生徒指導主事<br>音楽専科・平井<br>教頭                                                                  |
| 1<br>2<br>3         | ○業務改善<br>○飲酒運転・交通事故等<br>※課題整理と次年度活動計画立案                                                                                     | 教務<br>教頭                                                                                 |

### 4 研修

#### (1) 研修担当

- ① 全教職員が学年で担当し、研修内容を考え研修を実施し意識啓発を図る。
- ② 日常的な意識啓発は、教頭・教務主任が担当する。
- ③ 定例化した活動は、委員会で実施する。

#### (2) 研修方法

随時、形態（資料研修・ワークショップ型研修・ロールプレイ）を変えて実施する。

#### (3) 研修内容

服務規律に係る内容を繰り返し研修する。